

第二十八号議案

江戸川区長の給料の特例に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年五月二十六日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区長の給料の特例に関する条例

（区長の給料の月額）

第一条 江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和二十六年四月江戸川区条例第四号。以下「区長等給与条例」という。）第二条の規定にかかわらず、江戸川区長の給料の月額は、区長等給与条例別表（一）に掲げる区長の給料月額に百分の九十を乗じて得た額とする。

（適用除外）

第二条 前条の規定は、区長等給与条例第四条に規定する地域手当、期末手当及び退職手当については、適用しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十八年十二月三十一日限り、その効力を失う。

（説明）

江戸川区長の給料の月額の特例を定める必要があるため、本案を提出いたします。